

令和3年度 第11回庁議要旨

日時：令和3年8月31日（火）
午前9時～午前9時45分
会場：防災センター

[審議事項]

1 地域生活支援サービスの基準額改定について（福祉部）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による自立支援給付（障害福祉サービス）と国県補助による地域生活支援事業が規定されている。

地域生活支援事業において各事業所が提供する地域生活支援サービスの費用は、市町村によりその基準額を決定している。基準額の決定に際しては、障害者総合支援法に規定される自立支援給付及び介護保険法に規定される類似サービスの費用を基に算定しており、令和3年4月1日付けで障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定が行われた。

障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定に伴い、その報酬単価を基に算定している地域生活支援サービスの基準額を見直すことで、他の制度との整合性を図る。

(1) 主な内容

下記の地域生活支援サービスについて基準額の改定を行う。

①障害者総合支援法に規定されるサービス

地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、移動支援事業

②介護保険法に規定される類似サービス

訪問入浴サービス事業

※基準額の詳細については、別紙資料のとおり。

(2) 今後の予定

令和3年9月 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱、石巻市障害者移動支援事業実施要綱及び石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和3年10月1日）

[報告事項]

1 いしのまき希望の花火2022実行委員会の設置について（復興政策部）

東日本大震災から10年の節目が経過し、未完了の復興事業完結に向け全力で取り組んでいる。その一方で、新型コロナウイルス感染症については、変異株の影響などにより全国的に増加傾向にあり、いまだ収束が見えない状況であるが、希望者へのワクチン接種を本年秋の完了を目標として進めている。

新型コロナウイルス感染症の収束と感染者対応及びワクチン接種に尽力されている医療従事者への感謝、一日も早い復興完結と国内外からのこれまでの温かい支援と励ましへの感謝、新年が希望の持てる年になるようにと願いを込め、花火の打上げを実施するため実行委員会が設置され、開

催趣旨に賛同し参加する。

(1) 主な内容

賛同する団体等により設置し、花火打上げに向けた事業の推進を図るもの。

- ①名称 いしのまき希望の花火2022実行委員会
- ②構成団体等 がんばろう！石巻の会、(特非) いしのまきNPOセンター、
(一社) 石巻観光協会、(一社) 石巻青年会議所、
(一社) 石巻元気復興センター、(特非) MAKE HAPPY、(一社) ISHINOMAKI2.0、
(特非) こころの森、石巻コミュニティ放送(株)、石巻商工会議所女性会、
石巻商工会議所青年部、石巻市の団体・法人及び個人
- ③後援団体等 かどのわき町内会、石巻仏教会、石巻ロータリークラブ、
石巻中央ライオンズクラブ、国際ソロプチミスト石巻、
(株) 三陸河北新報社、(株) 石巻日日新聞社の団体・法人及び個人
- ④委員構成 実行委員長、副実行委員長、幹事、会計、監事を実行委員構成員から選任
※実行委員会において、石巻市長及び石巻商工会議所会頭に名誉実行委員長
への就任を要請することとなった。
- ⑤事務局 (特非) いしのまきNPOセンター
- ⑥事業内容 ア 実施日 令和4年1月1日 0時～0時15分
イ 実施場所 石巻南浜津波復興祈念公園 多目的広場(四丁目北広場)
ウ 実施内容 打上げ花火 610発(2.5～4号玉、スターメイン他)
- ⑦実施体制 実行委員会に4つの班を設置し、準備及び当日の作業に当たる。
花火・現場準備班、情報発信班、危機管理班、協賛営業班

(2) 今後の予定

- 令和3年 9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について提案
- 9月～12月 実行委員会開催(月1回程度)
- 令和4年 1月1日 花火打上げの実施

2 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について(健康部)

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者(被用者に限る)に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和3年9月30日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和3年12月31日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和3年12月31日まで延長する。

なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和3年9月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

3 緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について（産業部）

宮城県では、8月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域の飲食店に対し8月20日から9月13日の期間における営業時間の短縮を要請した。その後、8月25日に緊急事態宣言が宮城県に発令され、8月27日より適用されたことから、まん延防止等重点措置の実施期間が8月20日から8月26日までとなり、緊急事態宣言の実施期間は8月27日から9月13日までとされた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて休業又は営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避する。

(1) 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。

①対象事業者 全飲食店

②対象要件

- ・令和3年8月26日以前から開業していること
- ・営業の実態がある飲食事業者であること
- ・県からの要請に応じて、対象期間（令和3年8月27日午前0時から9月13日午前5時までの17日間）全日において休業又は営業時間短縮を行うこと

③支給額 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて4万円/日～10万円/日

(2) 今後の予定

令和3年9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について追加提案

石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の制定

市ホームページ等により周知

交付申請受付開始

交付開始

4 石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画の策定について（教育委員会）

国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月に地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、本市では平成28年3月に策定した「石巻市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画として、平成31年度に教育委員会内に検討委員会を設置し、令和元年7月に計画に反映させるための「基本方針」を定めて検討を始め、令和3年8月に計画案をとりまとめた。

本市の社会教育・体育施設の多くは、昭和40年後半頃から整備されており、老朽化が進んでいるほか、平成17年の市町村合併により同用途の施設を重複して所有している。また、平成23年3月の東日本大震災で被災した公共施設の復旧・復興工事により、施設が新築されている。

新築された施設以外は、今後、一斉に耐用年数を迎え、多額の更新費用が見込まれることから、

トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要がある。

社会教育・体育施設を対象に、施設の適正配置の検討と残すべき施設の長寿命化を図るため、石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画を策定する。

(1) 主な内容

令和元年7月に定めた社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画基本方針に基づき、施設の適正配置の検討と残すべき施設の長寿命化を図るため、「石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画」を策定する。

【構成】

第1章	計画の概要
第2章	基本的な考え方
第3章	施設別評価
第4章	適正配置計画
第5章	長寿命化の方針
第6章	長寿命化対策事業計画
第7章	計画の推進体制

(2) 今後の予定

令和3年	9月～10月	パブリックコメント実施
	12月	石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画策定

5 石巻市博物館の開館について（教育委員会）

芸術文化センターと博物館で構成する石巻市複合文化施設（マルホンまきあーとテラス）は、本年1月に完成し、4月に芸術文化センターが開館した。

博物館については、保存環境として適正な空気環境となるよう、文化庁の指針に基づき二夏の枯らし期間が必要となっていた。

令和元年6月の工事着工から二夏の枯らし期間を経たことから、本年11月に博物館を開館する。

(1) 主な内容

①開館記念式典について

日時 令和3年11月1日（月）午後1時30分～

参加者 招待者150名程度

内容 ア 開館記念式典（小ホール）
イ オープンテープカット（展示室前）
ウ 展示観覧（常設展示室・企画展示室）

②開館日（条例施行日）について

日時 令和3年11月3日（水・祝）午前9時～

※当日は「文化の日」で博物館のオープン記念にふさわしいこと、また、祝日であり多くの来館者が見込めることに加え、旧石巻文化センターの開館記念日であることから、開館日を11月3日とする。

※石巻市複合文化施設条例の博物館部分について、同日施行とする。

(2) 今後の予定

- 令和3年11月1日 石巻市博物館開館記念式典
3日 石巻市複合文化施設条例施行（博物館部分）
石巻市博物館開館
第1回企画展「文化財レスキュー」展開催（～令和4年2月27日）

【その他】

- ・ 議会懸案事項一覧について（復興政策部）

以上